

水道大口使用者に係る実態調査内容検討業務委託 仕様書

1 業務名

水道大口使用者に係る実態調査内容検討業務委託

2 委託期間

契約締結日の翌日（土日祝日の場合は直近の平日とする）から令和3年3月31日まで

3 目的

仙台市水道局では、令和2年3月に策定した「仙台市水道事業基本計画（令和2（2020）年度～令和11（2029）年度）」及び「仙台市水道事業中期経営計画（令和2（2020）年度～令和6（2024）年度）」において、現行の水道料金等の課題の1つとして、「大口使用者における地下水等併用事例の発生」を挙げている。

これは、近年、大量に水を使用する病院や工場等の大口使用者がコスト削減のために地下水等をメインで使用し、水道をバックアップとして使用する事例が見られているものであり、結果として数億円の減収が発生していると見込んでいる。

本委託業務では、これら大口使用者の実態を調査し、地下水等への切替えの抑止や水道水への回帰策を検討するため、民間事業者の専門的知見やノウハウを活用し、多様な観点からの情報収集・分析、資料作成等を求めるとともに、大口使用者を対象とした実態調査の調査内容についての検討を求めるものである。主な検討項目としては、以下の内容を想定している。

- ・ 仙台市における地下水の利用実態（地下水専用水道・専用水道と上水道の併用・地下水の用途）
- ・ 地下水利用状況の把握
- ・ 上水道から地下水への転換ケースと、これまでの減収額試算
- ・ 上水道から地下水への転換の要因、トリガー
- ・ 地下水専用水道の実態（設備投資、維持管理などのコストも含めて）
- ・ コスト比較（例：地下水・上水道併用⇔上水道のみ）、損益分岐点
- ・ 上水道への不満、ニーズ
- ・ 他都市の事例収集・分析（各都市の大口使用者対策の内容と導入効果など）
- ・ 地下水利用の将来動向、見通し

4 履行場所

受託者の本拠地。ただし、あらかじめ委託者が指定した場合及び委託者の承認を得た場合は、この限りではない。

5 委託業務の内容

受注者は、次の（1）から（3）までに掲げる業務を行うこと。

（1）大口使用者リスト及び地下水等利用大口使用者リストの作成

本市が保有するデータを整理して、本調査の対象者となる「大口使用者のリスト^{*1}」及び「地下水等利用大口使用者^{*2}リスト」を作成する。作成にあたっては、本市が保有する各種データをもとに、本市

と作成方法について協議した上で作成するものとする。

提供を予定している主なデータとその件数は以下のとおり。

- ①水道局が保有している上水道使用量データ（年間使用水量 10,000 m³以上：約 400 件、口径 75 mm以上：約 400 件）
- ②水道局が保有している地下水及び工業用水使用量データ（約 200 件（年間使用水量 10,000 m³以上：約 100 件））
- ③仙台市健康福祉局が保有している専用水道データ（約 50 件）
- ④上記の他、仙台市他部局との協議により、仙台市他部局で保有している地下水等使用データが提供できる可能性がある。

※1 現在、本市では上水・地下水使用量の合計が年間 30,000 m³以上使用者を「大口使用者」として切替状況の把握に努めているが、本調査においては需要家を上位からリスト化し、一定の使用水量をもとに調査対象を判断する。

※2 大口使用者のうち、主に地下水等を使用し、上水道をバックアップとして使用していると見込まれる使用者のこと。

（2） 大口使用者への実態調査に係る調査方法及び調査内容の設定

大口使用者の実態把握・大口使用者対策の検討等のため、（1）で整理した大口使用者（400～500 件程度を想定）を対象に、アンケート調査・ヒアリング調査等、一定の調査を令和 3 年度に行う予定である。当該調査につき、目的に合致した調査方法及び調査内容の具体的な立案及び調査票の作成等を行う。なお、調査内容の設定にあたっては、調査内容が本調査の目的にあったものとなることは勿論のこと、対象者に過度な負担をかけず、回答しやすいものとなるよう留意すること。また、作成にあたっては、適宜テストマーケティングを実施した上でその結果を調査票等にフィードバックすること。

（3） 実態調査に係る検討支援

実態調査のために必要となる情報収集及び分析等を行うとともに、実態調査に関する課題の抽出等に関する検討と助言を行い、発注者に随時報告・提案を行うこと。

6 打合せ協議

本業務に関する打合せ協議は、業務開始時（業務計画確認、条件確認等）1 回、中間打合せ 3 回、業務完了時 1 回の、合計 5 回は必ず実施することとし、その他必要な対面もしくは電話等による打合せは適宜実施するものとする。打合せ協議にあたっては、原則対面によることとするが、新型コロナウイルス感染症の影響を鑑みリモートにより実施する可能性があるため、リモートによる打合せ協議に対応可能な環境を整えること。

なお、打合せ協議には必要に応じて仙台市の関係職員も同席する場合がある。打合せ協議資料は、受注者において都度必要な部数を用意すること。また、打合せ後は受注者において議事録を作成し、電子データで提出すること。

7 成果物

（1） 大口使用者リスト及び地下水等利用大口使用者リスト

5（1）で作成した「大口使用者リスト」及び「地下水等利用大口使用者リスト」。当該リストを見やすい形にまとめた報告書につき紙 5 部と電子データ（Word 等、加工可能な形式とする）を提出

する。併せて、報告書を作成するにあたり使用した元データを Excel 形式で提出する。Excel データについては、紙で出力することを想定しない作りで構わないが、仙台市職員が参照し、次年度以降当該データを更新していくことを想定した作りとすること。時期は 12 月末までを想定しているが、具体的な時期は発注者との協議の上決定する。

(2) 大口使用者への実態調査に係る調査方法及び調査内容の設定

5 (2) で立案・作成した大口使用者への実態調査に係る調査票等。成果物の提出にあたっては、令和 3 年度当初に速やかに調査に着手できるよう、具体的かつ明瞭な形で提出すること。併せて当該項目を調査することとした理由や検討過程等を記した報告書も提出する。いずれも紙 5 部と電子データ (Word 等、加工可能な形式とする) を提出する。

8 権利の帰属

本業務において作成された成果物の権利 (著作権法第 21 条から第 28 条までに定める全ての権利を含む。) 及び成果物の所有権は、成果物の引渡し時に発注者に無償で譲渡するものとする。

また、受注者はこの契約により作成された成果物に関する著作権人格権を有する場合においても、発注者及び発注者が指定するものに対してこれを行使しないものとする。

9 一般事項

(1) 責任者

受注者は、総括責任者を選任し、発注者との連絡調整にあたらせるものとする。なお、総括責任者は、特別の理由があると認められた場合を除いて変更はできない。

(2) 従事者

受注者は、本業務に従事するすべての者の名簿を提出すること。また、本業務における作業従事者及び作業人数に変更が生じる場合は、速やかに名簿により報告すること。

(3) 業務の再委託

受注者は、契約書に基づき業務の一部を第三者に再委託する場合は、「一部再委託承諾願」を提出し発注者の承諾を得なければならない。

また、契約書第 6 条第 1 項に規定する「主たる部分」とは次に掲げるものとし、受注者はこれを第三者に再委託することはできない。

- ・業務委託における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断
- ・上記と同等と考えられる計画、管理に関すること

なお、その他の項目について再委託する場合も、受注者が主体的に関与し、進捗・検討手法・結果等を十分に管理しなければならない。

(4) その他

その他、本仕様書に明記されていない事項について疑義が生じた場合は、双方協議のうえ決定するものとする。